

現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱いについて

魚津市では、平成 23 年 11 月 14 日付け国土交通省「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」の通知に基づき、現場代理人の兼務を認め、工事内容等により柔軟に対応することとします。

記

1 対象工事

下記のいずれかの工事

- (1) 災害復旧工事であるもの。(兼務する工事のうち 1 工事以上)
- (2) 兼務する工事現場間の直線距離がおおむね 3 k m 以内の工事。

2 兼務の条件

- ① 兼務に係る各工事が、魚津市の発注する工事であること。
- ② 兼務に係る各工事の当初請負金額が、2500 万円未満であること。
- ③ 兼務させる現場代理人が、他の工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
- ④ 兼務させる現場代理人が、営業所専任技術者でないこと。
- ⑤ 工事の管理に支障がなく、発注者との連絡にも支障をきたさないこと。(電話連絡が取れること)
- ⑥ 一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。
- ⑦ 兼務できる工事は、1 件とする。
- ⑧ 特記仕様書等に兼務を認めない旨が示された工事でないこと。

3 兼務手続き

- (1) 「現場代理人の兼務申請書」を発注者(監督員)へ提出する。
- (2) 「現場代理人の兼務回答書」を受注者へ通知する。

4. 適用開始

平成 24 年 10 月 1 日から適用。